

1 - (1) 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和49年10月8日〕
〔条例第70号〕

最近改正 令和元年12月16日条例第38号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、その順位は、死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、当該各号に掲げる順序による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、当該各項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者を第1順位として、その者に対し災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡した者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡したものがその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給をうけた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条に規定するところによる。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その者が属する世帯の生計を主として維持していた場合にあって2,500,000円とし、その他の場合にあって1,250,000円とする。

(準用)

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市は、令第3条に規定する災害（以下この章において「災害」という。）により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付限度額)

第12条 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	1 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	1,500,000円
	2 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000円
	3 住居が半壊した場合	2,700,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 3,500,000円）
	4 住居が全壊した場合	3,500,000円
2 世帯主の負傷がない場合	1 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1,500,000円
	2 住居が半壊した場合	1,700,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 2,500,000円）

	3 住居が全壊した場合（4に該当する場合を除く。）	2,500,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 3,500,000円）
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	3,500,000円

（償還期間及び据置期間）

第13条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、3年（令第7条第2項かつこ書に規定する場合にあっては、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

（償還等）

第15条 償還方法は、年賦、半年賦又は月賦による均等償還とする。ただし、繰り上げて償還することができる。

2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。

第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 法第18条の規定に基づき、川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 法律及び社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の条例との関係）

第17条 第3条の規定による災害弔慰金又は第8条の規定による災害障害見舞金の支給を受けた者については、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号）第2条の規定による弔慰金又は見舞金を支給しない。

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第13条の規定を除くその他の規定は、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和50年5月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和52年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年6月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和56年7月4日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年12月25日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和62年3月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 25 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 5 条及び第 9 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第 12 条の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 14 条及び第 15 条（月賦による償還に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 15 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 16 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

最近改正 令和元年12月16日規則第59号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金

(必要事項の調査)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給する場合は、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 死亡（条例第6条の規定により死亡の推定をした場合を含む。以下同じ。）した者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡の状況及び年月日
- (3) 死亡した者の遺族に関する事項
- (4) 災害障害見舞金の支給の有無及び金額
- (5) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 本市の区域外で死亡した市民の遺族は、死亡地の地方公共団体が発行する被災証明書を提出しなければならない。

- 2 市民でない遺族は、遺族であることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要な書類を提出させることができる。

第3章 災害障害見舞金

(必要事項の調査)

第4条 市長は、条例第8条の規定により災害障害見舞金を支給する場合は、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 条例第8条に規定する障害（以下「障害」という。）を受けた者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷をし、又は疾病の状態となった状況及び年月日
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 条例第10条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 障害を受けた者は、災害障害見舞金診断書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 本市の区域外で障害の原因となる負傷をし、又は疾病の状態となった市民は、負傷し、又は疾病の状態となった地の地方公共団体の発行する被災証明書を提出しなければならない。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入申込み)

第6条 条例第11条第1項の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込みにあつては、療養見込期間を記載した医師の診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に住所を有していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長が発行する証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

（申込期限）

第7条 借入申込者は、借入申込書を被害を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行い、資金の貸付けの可否を決定する。

（決定通知）

第9条 市長は、前条の規定に基づき、資金を貸し付けるものと決定したときは災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により、貸し付けないものと決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）により借入申込者に対して通知する。

（借用書の提出）

第10条 資金の貸付決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに災害援護資金借用書（第5号様式）に印鑑証明書を添付して市長に提出しなければならない。

（資金の交付）

第11条 市長は、貸付決定者が前条に規定する借用書を提出したときは、速やかに資金を交付するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 条例第15条第1項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（違約金の支払免除）

第13条 条例第15条第2項の規定による違約金の支払免除を受けようとする者は、災害援護資金違約金支払免除申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、違約金の支払免除の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定に基づき、違約金の支払免除をするものと決定したときは災害援護資金違約金支払免除承認通知書（第8号様式）により、支払免除をしないものと決定したときは災害援護資金違約金支払免除不承認通知書（第9号様式）により当該申請者に対して通知する。

（償還金の支払猶予）

第14条 条例第15条第2項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、災害援護資金償還金支払猶予申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定に基づき、支払猶予をするものと決定したときは災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（第11号様式）により、支払猶予をしないものと決定したときは災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（第12号様式）により当該申請者に対して通知する。

（償還免除）

第15条 条例第15条第2項の規定による資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 資金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、償還免除の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定に基づき、償還免除をするものと決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）により、償還免除しないものと決定したときは災害援護資金償還免除不

承認通知書（第15号様式）により当該申請者に対して通知する。

（住所、氏名等の変更届）

第16条 借受人について住所、氏名等の変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を災害援護資金住所等変更届（第16号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は相続人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第17条 川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（申込書等の経由）

第18条 この規則の規定による申込書、申請書等は、借受人の住所地を所管する区長を経由して、市長に提出しなければならない。ただし、本市の区域外に住所を有する者については、この限りでない。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則 略